

風しん対策に係る請求書等（受診票及び予診票）の受付等について

① 受付日程について

・診療報酬請求書と同様に毎月10日に受付を行います。なお、土日祝日にあたる場合においても、開所・受付いたします。（日程の詳細については「【1-2】令和3年度風しん対策に係る請求書等受付対応日」参照）

・郵送にて提出される場合、毎月10日までに必着となるよう送付願います。

なお、万が一郵便事故等により提出物の追跡が必要となる場合も鑑み、記録が残る方式や追跡可能な方式での郵送を推奨いたします。

② 受付場所について

・診療報酬請求書と同じ場所で受付いたします。

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館6階

③ 受診票及び予診票等の編綴方法について

・1実施機関ごとに「【1-3】風しん対策に係る請求書等編綴」を参照のうえ提出ください。

※請求総括書は、同一実施機関から、同一月に1枚のみ作成することとされておりますので、月遅れ請求分等を分けずに編綴いただきますようお願いいたします。

④ 地区医師会取りまとめ用の送付書について

・地区医師会で取りまとめてご提出される場合は、送付書に必要事項を記載のうえ、添付願います。本会にて受付後に受付印を押印し「医師会控」分をお返しいたします。

（様式例については「医師会向け【1-1】風しんの抗体検査受診票・風しんの第5期の定期接種予診票 請求原票送付書」参照（本会ホームページからダウンロード可能））

※実施機関が直接連合会に提出する場合は、当「送付書」の記載及び提出は不要です。